

令和7年度 豊橋市青少年問題協議会 会議要録

日 時：令和8年2月12日（木）午後1時30分～午後3時
会 場：豊橋市役所東86会議室
出 席 者：委員12名
公開の可否：可
傍 聴 者：0名

（司会）

本日はお忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから豊橋市青少年問題協議会を開催させていただきます。

本日の会議は、過半数の委員が出席しておりますので、豊橋市青少年問題協議会条例施行規則第2条第3項の規定により成立していることをご報告申し上げます。

初めに、青少年問題協議会会長、市長よりご挨拶いただきます。

市長、よろしく願いいたします。

1 あいさつ

（市長）

本日は大変お忙しいところを皆様におかれましては、青少年問題協議会にお集まりいただき誠にありがとうございます。

本協議会は、青少年の様々な問題、課題について協議し、ご意見を踏まえ、今後の青少年健全育成活動や施策へ反映させていくことを目的として設置をしております。

そして本日は、青少年の薬物乱用の実態とその対策についてを議題としております。

日頃より健全育成活動に取り組まれております委員皆様方、本会にお集まりいただきましたことを改めて感謝申し上げます。

そして豊橋市薬剤師会にもご協力をいただきまして、理事の林晃久様より、議題に関する実態、取り組み状況などのご講演をいただきます。

近年、若者を取り巻く課題は多様化しております。とりわけこの薬物に関しては、もちろん違法薬物もありますが、市販薬の過剰摂取、いわゆるオーバードーズと言われるものでございます。これを行ってしまう若者も社会問題となっております。

私が最近気になったニュースに、対価として薬を渡し、わいせつ行為を求めたという事案があり、衝撃を受けた記憶があります。これは特異な事例かもしれませんが、青少年の薬物乱用も以前よりもより身近な問題となっているように思います。未来を担う青少年を守ることは私たち大人の責務であります。そして急務の課題であると思っております。

これに対し、地域で活動されております皆様方と私たち行政が協力して、青少年の健全な成長を守るための具体的な対策を講じていきたいと考えております。

本日の協議、意見交換を通して、問題の実態課題を皆様方と共有させていただき、効果的な対策に繋がるよう、実りある議論ができることを期待しております。

皆様方それぞれのお立場で築いてこられましたご経験実績を踏まえ、忌憚ないご意見を教えていただければと思います。改めて本日よろしく願いいたします。

（司会）配布資料確認及び欠席者報告

2 議題

（司会）

それではここからの議事進行につきまして、豊橋市青少年問題協議会条例施行規則第2条第2

項により会長にお願いしたいと思います。会長よろしくお願ひいたします。

(市長)

それではただいまより会議を始めます。初めに、本協議会の運営について、公開非公開についてです。特段非公開とする理由もありませんので、本協議会は公開で行うことといたします。

それでは次第の2、議題、青少年の薬物乱用の実態とその対策についてご協議をしたいと思います。まず本日の流れについて事務局より説明をします。

(事務局)

本日の流れ説明

2 (1) 講演／豊橋市薬剤師会

(豊橋市薬剤師会 林理事)

資料に沿って説明

2 (2) 意見交換及び協議

(市長)

林様、大変貴重なお話ありがとうございます。冒頭事務局から説明したように、次第に記載にありますテーマを2つ設定して協議してまいりたいと考えております。

1つ目は、各機関の取り組み及び課題などの現状について、2つ目が包括的な対策及び連携です。

まず1つ目に関して、林様のお話を踏まえて、内容に関連した取り組みや、各機関で感じているような課題、あるいはご講演内容についてのご質問などございましたら、委員の方で挙手をお願いできればと思いますがいかがでしょうか。

(清永委員)

豊橋警察署の清永と申します。まずは薬物事犯、特に青少年の問題について警察の立場からお話をさせていただきたいと思ひます。

県内の薬物事犯による検挙人員は、平成31年から5年間、毎年1,000人を少し超える程度で推移しております。

ここで注目すべきは大麻の乱用が拡大していることで、平成31年には覚醒剤が約70%、大麻が20%でしたが、令和6年には覚醒剤が約40%、大麻が45%となり、県警として問題視しております。

大麻が拡大する要因には、先ほど講演にもありましたとおり、まずは、大麻に有害性はないといった誤った情報がインターネット上に流布していることですが、加えて、若者の間ではファッション感覚で使用されていることなどもあります。

大麻については一部法改正がありました。改正前は、事業者の方の作業時の麻酔いが犯罪として扱われることへの懸念があり施用することに対して罰則を設けていませんでした。しかしそれが、大麻を使ってもよいというメッセージとして受け止められかねず、また作業時に麻酔いすることはないという調査結果もあるため、法改正により施用罪が設けられました。

これらの状況を踏まえ、当署では大麻をはじめとする薬物乱用の問題に対して、検挙と抑止の両輪で対策を進めています。

昨年中、覚醒剤や大麻などの犯罪で41人を検挙しました。その中に少年は8人含まれ、8人のうち7人が大麻でした。

少年が違法薬物に接する理由は様々なことがあると考えております。困難を抱えストレス等から逃避するため、あるいは不良仲間との交流の中、興味本位で手を出すこと等が考えられます。

このほかにも、大麻が他の薬物に比べて比較的安価に手に入ることや、違法薬物に関する情報がスマホで簡単に手に入ること等も要因ではないでしょうか。

この大麻や覚醒剤に手を染めさせないための抑止対策が重要であると心がけております。まずは非行の芽を早期に積むため、少年補導を強化しています。

昨年も、少年が密集する等の問題があったため、ここに重きを持って私が旗を振り、夏休みに入る前に、深夜時間帯において、駅やコンビニの駐車場で密集する少年に対して、積極的に声をかけました。その結果、少年の中で、「最近警察署やばいぞ、捕まるぞ。」というような情報が広まり、少年が絡む事案が減っているのは事実です。

喫煙や飲酒などで多くの少年が補導されております。

最近、当署の地域課の警察官が、夜間に1人で歩いていた高校生に声をかけて職務質問をしました。高校生はポケットから何か出して、ぱっと隠しましたが、確認すると覚醒剤と思われるものが入ったビニールのパケ、大麻のような葉っぱがありました。尿検査をすると陽性でしたが、少年でしたので、強制捜査ではなく在宅事件として処理しました。

少年が違法薬物を持っていたことは問題です。しかし当署として一番重きを持ったのは、どこから入手したのかということであり、入手元を突き止めるよう指示し、捜査を進めています。少年は、インターネットで入手した等と供述しており、何とかその入手先を特定するように鋭意努力をして参りました。

他方で、未然防止の観点から、学校に職員を派遣して薬物乱用防止教室を行っております。昨年、小学校9校、中学校15校、高校10校の34校で実施させていただきました。この教室の中では、まず違法薬物に関して、どのような行為が違法になるかということをお教えます。また、逮捕されるとか、どのような処分を受けるかなどの手続きのほか、違法薬物を摂取することで脳が強い依存状態となることなど、健康への悪影響についても事細かく少年たちに教えております。

オーバードーズについては法に触れるものではないため、警察としての対応は難しい面もありますが、当署では、少年だけでなく、成人もストレス等によるオーバードーズの事案を取り扱います。本人や家族からの通報によるもののほか、救護隊からの通報で認知する場合もあり、早期に医療措置をとらせ、保健所と連携しながら、最終的には適切な医療機関につなげるという形で対応しております。

意識朦朧とした高校生の保護等もありましたが、学校での交友関係などで悩んでいたようです。

警察としては、学校と連携して対応しますが、なかなか目が行き届かないこともあるので、周りにいる皆さんの機関と手を取り、引き続き将来ある子どもの育成にお力をいただければと思います。

少年の違法薬物、オーバードーズについては、我々が中心となって安全安心の豊橋を目指してやっていきたいと思いますが、警察のみでは対応できませんので、引き続きご協力をいただければと思います。

簡単ではありますが、今警察を取り巻く情勢をお話しさせていただきました。皆様にもご理解いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

(市長)

大変貴重なお話ありがとうございます。本会は、青少年問題協議会ということですので、しっかりと予防の方に努めていただきたいのはその通りでございます。

私の方から講演の内容について質問です。4枚目のスライド、国内の薬物事犯の推移と対策のグラフについて、年間1万4000人ぐらいで全体の検挙数が推移しているというお話がありましたが、この数字は、警察の捜査力のキャパシティではないのかなと思うところがあります。

薬物事案は、窃盗のようなものと違って、おそらく被害届のない犯罪であるため、検挙人数の推移を見て高止まっていることから、実際の薬物の乱用の実態とリンクしないのではないのかと思ったところもありますが、いかがでしょうか。

関連でということで、先に小・中学校長会代表の林委員お願いします。

(林委員)

薬物使用の低年齢化というところがありましたが、何校か中学校の先生と小学校の先生に状況を聞いたところ、覚せい剤とか大麻とかそういうシンナーなどはあまり聞いていないという話もありました。そうした現状を踏まえて教えてもらえればと思います。

(市長)

併せて清永様お願いします。

(清永委員)

まず、この検挙の人員については、先ほど市長が言われたとおり被害届ははなく、職務質問や、第三者からの通報により発覚しますが、いきなり逮捕するのではなく、捜索差押を進めながらとなります。

また、合法に近いような違法薬物もあるため、あくまでも既存の法律に違反するものであり、なおかつ検挙した場合に検挙人員となるため、検挙数と国内の薬物使用の数字はイコールにはなりません。我々としても違法薬物が増えていないとは認識しておりません。

水面下で流通しているものの中には、警察でも掴みきれていないものがあります。海外から覚醒剤等が税関をすり抜け、それを資金源にする暴力団であっても闇雲に捜索できるものではないため、難しいところがあります。

覚醒剤等で有名人が検挙されることもあります。違法薬物の警鐘になるのではないかと考えます。

少年補導数について申し上げますと、一番多いものが深夜はいかいで378人、喫煙は144人となります。喫煙、深夜はいかいは中学生と高校生がほとんどです。

(市長)

清永委員ありがとうございます。

では改めて、今のテーマが各機関の取り組み及び課題などの現状についてということで、他に何かご意見、ご質問、ある方いらっしゃればお願いいたします。

少年愛護センター補導委員会会長、河邊委員お願いします。

(河邊委員)

少年愛護センターの河邊と申します。よろしくお願ひいたします。

今お伺いして、重要なのは、子どもたちに普段生活している範囲内でこの情報がどのようにして伝わっているか、それから子どもたちの間にどういう情報が伝わっているかという部分かと思ひます。

愛護センターでは毎月1回ずつ、各会からの代表者が集まり、地域内や愛護センター、小中学校の先生方など、それぞれの立場で集めた情報から、学校でどういう問題があるかということとを共有する地域連携会議を行っています。その中で薬物の問題はほとんど出てきてはいないです。繁華街に面したところではどうか実際には分かりませんが、市内全体としては薬物の問題に関しては、オーバードーズのように市販薬も、対象になりうるということで、そういうものなのかということとで今認識を新たにしました。実際に末端に情報を届かせるには、そういう地元で情報発信するところに現状の情報をどのようにおろしていただけるか、愛護センターの方を通じて警察関係の情報をおろしていただいています。各校区の代表者が集まる理事会のような席で、そういった情報をいただくと、各地域の皆さんに情報を共有できるということもあります。

今後、危険性を先に予防する意味でこのような情報を、学校の先生方や、地域の委員の方と共有できる場がどこかにあればということをおもっています。

以前薬物のことが問題になったときに、愛護センターの管外研修で、名古屋空港の税関に行き、薬物取締の専門官から情報をお聞きしたことがあります。それが一般に流通してどの程度少年の間に広がっていくかというのは大事なことだと思ひます。今後情報共有の機会などあれば、ぜひご協力願ひたいと思ひます。

(市長)

ありがとうございます。今の河邊様のご発言を踏まえて、特に警察と学校関係に関することかと思いますが発言のある委員の方いらっしゃいますか。それでは青少年育成市民会議古橋委員、お願いします。

(古橋委員)

先ほどの話では、高校生が夜中に1人で歩いていて偶然に声かけたら薬物を持っていたという状況であったかと思いますが、家族から助けて欲しいとか、友達からあの子が薬物やっているんじゃないかとか、そういう情報から警察が動くということは、豊橋ではありますでしょうか。

(市長)

清永委員お願いします。

(清永委員)

稀ではありますが、匿名による通報、家族からの通報があります。家族の協力が得られた場合、現物を提出してもらい、それを鑑定したり、令状を請求したりして進められますが、通報だけでは捜査が難しいのが現状です。

やはり一番多いのは、警察官が怪しい人物を職務質問して事件化することです。

薬物依存については、更生させることが一番ですので、医療機関にご協力をいただいております。

(市長)

清永様貴重なお話ありがとうございます。

それでは2つ目のテーマに移ります。1つ目のテーマの関連でもこの後ご発言あれば引き続きお願いします。2つ目のテーマ、包括的な対策及び連携に向けて協議を進めます。何かご発言ある委員の方いらっしゃれば挙手をお願いいたします。

(河邊委員)

一般の医療品でオーバードーズをしても依存性はあるのでしょうか。

(豊橋市薬剤師会 林理事)

成分の中に覚せい剤に近い構造を持つものがあります。大量に飲むと、依存性や、薬が切れたときのまた欲しくなる欲求に繋がる可能性はもちろんあります。

(市長)

ありがとうございます。他に何かご質問ご発言等ある方はいらっしゃいますでしょうか。今は②包括的な対策及び連携に向けてのテーマです。

教育長原田委員お願いします。

(原田委員)

教育の分野とすれば、先ほどお話あった様々な情報を共有するということがとても大事になってくるかと思えます。子どもたちはもちろんですが、子どもたちだけでなく、保護者それから教員はもちろん、地域の方々にもいかに子どもたち今こういう問題が起きてますということを知らせるかということでもありますので、冒頭この会議は、市長が公開という話をされましたが、例えば今日の情報共有から議論されたことをもっと発信をして、子どもたち、青少年に今こういう問題が起きてますということを発信し、市民の方々にも知ってもらい、そのような意識を持って子どもたちを見守っていただくという環境づくりが必要かなと思えます。

教育委員会としても、学校を通じて発信をしていくとか、保護者の方も来ていただいて、学校保健委員会で今日みたいな話をさせていただくなどということではありますが、子ども、保護者

だけではなくて地域の方々皆さんに知っていただくということがとても重要ではないかと思えます。

先ほど SNS の話もありましたが、最近は子どもたちの様子が見えづらくなっています。教員も知らないところで、知らない人と繋がっていて、そこで色々なやりとりがされていたりします。過去にも、SNS だけで知っている人を親友と言って、会いに東京まで行くというような中学生がいました。それは SNS 上での親友であって、それを完全に信じて行ってしまう子どもたちがいるという実態もあると非常に怖い環境だなということを危惧しております。

(市長)

ありがとうございます。愛知県立高等学校長会東三南地区生徒指導研究会会長山畑委員。

(山畑委員)

高校生の現状として、皆様のお考えになっている高校生の姿になってるかどうかの情報提供をします。教育長もおっしゃられましたが、SNS が非常に普及してきて、様々な情報を収集することができます。現在の高校生の情報収集技術はとても高く、保護者や教員が考えてる以上です。インスタのアカウントを使ってみたり、1 日で消えるメッセージアプリを使ってみたりなど、我々が考えている以上に、過度な情報を覚えている、そういう状況にあります。

重要なのはその高校生がその情報をすべて鵜呑みにするわけではなく、これが正しいことかどうかという判断力を教育していくということが我々高校教員のなすべきものだと認識しております。ですので、各校においては薬物をやってはいけないということは、生徒も十分分かってはいます。分かっている以上にそのような情報を取捨選択できる能力、情報モラル研修等においても適切に指導していく必要があり、それに則ってやっているということ、これが 1 点目です。

2 点目は、オーバードーズの問題ですが、以前の赴任先で、そのような生徒はいました。市販薬ということで、やはりハードルが低くなっているということは否めないと思えます。

しかし、この 4 年間ぐらいで私が見ていても、薬局で 1 箱以上買えないとか、そういう声掛けがあるのが大変良く、そのようなところに至らせないような努力を各方面でもしていただいているというのは十分理解できます。我々教育の立場としては子どもたちが健全に育成されるように頑張りますが、今この情報をお伝えさせていただくことで、本当に昔の高校生とは違うということをご理解いただきたいと思えます。

(林委員)

山畑委員の言うように、子どもの SNS の使い方がとてもうまくなっています。小学生も先生よりも上手です。今タブレットを 1 人で持っていますので、気づけば YouTube を見たり、遊んでいることもある。学校ではそういう SNS に関する教育をしっかりと行ってはいますが、どうしても子どもは触ってしまうという危険性があるので、学校の方でも SNS の使い方をとても大事にしているということがあります。

また薬害については、ライオンズクラブが薬害の講座を行ってくれています。レプリカの大麻を見て、これが大麻なんだという驚きが小学生もあるし、中学生も当然ありますので、連続的に行われていけばよいかと思えます。

1 つ心配なのは、生きづらさを感じている子がいるというのは、小学生も同じです。学校に行けない不登校の子たち学校面白くない、つまらないと言って、携帯を見る、そんな危険性を感じます。

(市長)

ありがとうございます。

公立高等学校 PTA 連合会東三地区連合会会長 高井様、お願いします。

(高井委員)

今までの警察、行政、その他の青少年関係団体の方々がいろんな支援活動をしていることは

承知いたしました。

その中で各々が行っていることの全体像が見えていないと思うので、行政の方でどの学校が薬物乱用防止講座を受けたというような、取り組みの状況が分かるようなものが欲しいと思います。

また、これで高校生が卒業をして、大学への進学であったり、就職をしてお金を手に入れるようになっていくので、その中で、卒業するタイミングで動画を1つ作れば、これが大麻です、これが覚せい剤ですというような情報や、先ほどの林さんの話を聞いた中で、安易なきっかけで始めるよというこの好奇心興味本位、その場の雰囲気、などで始めてしまわないための逃げ方であったりその動画で教えておくと、それだけでも、この先、二十歳未満や二十代でのきっかけを掴み取れるのかなと思います。それを市の方で動画を作ってもらおうと嬉しいなと思います。

(市長)

ありがとうございます。

私からも今の関連の話で、1週間以内くらいに、丸山薫さんの丸山薫賞という賞の授賞式がありました。その受賞された作品の中に、18歳の子が自分はまだ世の中のこと何もわかっていない、契約ができるようになる、あるいは選挙をどこに投票したらいいかわからない、など、大人になるのが怖いというものがありました。私たちのときは卒業してから1年と少し経って成人でした。今の高校生は高校生のうちに成人という形になります。卒業と同時に法的にも、成人、社会人になっていくという中で、もちろん感じ方は人それぞれ、大人になって単純に嬉しいという18歳の成人もいらっしゃると思いますが、そういう感覚があるんだなというのは少し驚きがあり、新鮮でした。

各学校での取り組みの状況が分かるものが欲しいという話がありましたので、その辺り踏まえて、中学校のことは原田委員から、高校のことは山畑委員の方から何かあれば、あと動画のことも何かあればお聞かせいただければと思います。

(原田委員)

まず小学校については先ほど校長会の方からもあったようにライオンズクラブの薬物乱用防止教室は全校で行っています。中学生については希望制になるので、いろんな出前講座等々も市の関係や薬剤師会の方たちの講座もありますが、すべてで行えているわけではありません。

(市長)

それはどこの学校がやったやってないというのは、例えばホームページ載っているなど、分かるようになっていきますか。

(原田委員)

学校ごとの判断ではありますが、ホームページに取り組みを載せている学校もあると思います。出前講座の実施状況に関しては教育委員会でも集約していますので、調べれば分かります。

(山畑委員)

公立学校は、3つ必ず行う講座があります。人権、薬物、交通安全については年間を通してどの学校も1回は必ず行っています。ただ講師に関しては、それぞれの高校が講師を探し適切に行っています。

例えば今日も、本校では、交通安全について、教え子が関係の職に就いている繋がりもあり、保険会社と一緒に、卒業して車に乗るようになってから事故があるとどうなるか、自動運転が発達しているが人間の運転に対する意識の重要性についてなどという内容の講座を行いました。

このような企画を各校で作っていくということで、薬物についてはどの高校もどういう形であれ必ず行っています。

(市長)

ありがとうございます。高井様から動画の方は市で作成してほしいということですが、警察とも話し合いながら考えられるのか検討が必要ですが、ご意見としてお聞かせさせていただきました。

高校での講座について、とてもよいものであると思います。交通安全と言うと、高校生に交通ルールの基本を教えるよりも、これから車を運転する側になる子たちに対して今の自動車の状況などの講座は効果的かと思います。

SNS などにより子どもたちの様子がだんだん見えづらくなっているというご発言があったと思いますが、それに関連して質問です。

スライドの 20 枚目では約 60 人に 1 人、高校生全体の 1.57% が過去 1 年間に市販薬の乱用経験があるということですが、スライドの 18 枚目、調査概要を見ると、調査方法が無記名の自記式アンケートです。有効回答が計 80 校における高校生 4 万 4613 人ということで、人数は十分ですが、不登校になっているような生徒は、このアンケートから漏れているのではと思います。自記式のため学校に行っている子しかアンケートを答えていないのではないのでしょうか。

そして、スライドの 23 枚目、オーバードーズを繰り返す人達というところのイラストは、閉じこもってる青少年のようなもので、生きづらさを感じている青少年にオーバードーズの傾向があるというイメージになっていますが、実態として不登校傾向にあるような生徒がオーバードーズ含めて薬物に手を出してしまうのかどうかという視点では、約 60 人 1 人や 1.57% という数字はもっと割合が高いのではないかという捉え方ができるのではないかと思います。

スライドの 14 枚目では、大麻や覚せい剤は、20 代 30 代だけではなくて、全年代が好奇心・興味本位、その場の雰囲気という動機が多いですが、ストレス発散、好きなアーティストや音楽から影響や、パーティー感覚やクラブや音楽イベント等に参加した高揚感みたいなものという、塞ぎ込んでいるような方だと、そのようなきっかけになりにくいと思われるような選択肢があるので、アンケートは高校に行ってる子だけ答えてるだろうと思われそうですが、高校に通ってないような 16~18 歳もいる中で、塞がりがちの人の方がオーバードーズをしてしまうような傾向があるのかなど、教えていただけるとありがたいです。

(豊橋市薬剤師会 林理事)

補足させていただきます。オーバードーズに関しては、女子高生の比較的真面目な子になってしまっているという傾向もあります。生理痛など鎮痛剤の市販薬に馴染みがあるということから、入りやすくなってしまいうということや、コスメ用品を求めてドラッグストアにアクセスしやすいのも女子高生ということもあります。さらには、女性が性的虐待の対象となりやすい、男尊女卑的な価値観のトラブルなど、様々な被害を受けやすいのではないかとということから、心のダメージが大きい傾向にあるのではないかとということから、やんちゃな男子中学高校生が使うというよりは、真面目で繊細な女子中・高生がオーバードーズになりやすくなっているという現状もあります。

(市長)

とても貴重なお話をありがとうございます。スライドの 22 枚目、10 代、20 代の女性の医薬品の過剰摂取が原因と疑われる救急搬送人員というグラフですが、男女比が 4~5 倍ぐらい差があるということは、私はいわゆる体質差のような男女の違いがあるのかなと思っていたので、そもそも日常的に薬を摂取する機会が多かったりとか、あるいは医薬品だけではなく、ドラッグストア利用する機会が女性の方が多いというのは、目からうろこの知見です。ありがとうございます。

時間的に締めに入っていこうかなと思いますが、何かあればお願いいたします。

それではこれで今日の議題での意見交換は終了とさせていただきます。

この他に、本日の議題にかかわらず、青少年の健全育成に関する問題など、あるいは取り組みなど、ご発言ございましたら挙手をお願いいたします。

(河邊委員)

今日は貴重なお時間ありがとうございました。いつもこうした問題を考えると、居場所がな

いとか生きづらさというものが青少年の前にいつも黒雲のようにあるというのが今の世の中の現状のような気がします。

これは子どもたちが実際にどのような生きづらさを感じているのか、前回の闇バイトについても生活に行き詰まった、それから子どもたちの居場所がないなど、そのようなことが子どもたち深刻に携わっている現状があると思います。そういう意味で全般的に子どもたちの生きづらさを、ある程度解消させてあげるにはどうしたらいいのかということが根本の問題にあると思います。周りの大人たちが指導していけるような地域ができたらいいなと感じました。

(市長)

ありがとうございます。

河邊委員がおっしゃっていただいた通りで、スライドにもあるように、自己肯定感を醸成することが、薬物乱用や、闇バイトという方向に行かないようにするという点でも非常に重要であるということは本当にその通りだと思っております。難しいのは、自己肯定感を醸成するにはどうしたらいいのかということだと思います。各ご家庭で、自分の子どもに対しての接し方であれば、できるだけ褒めてあげるであったり、様々できることがあると思いますが、私たちのように、学校を含め、たくさん子ども・青少年を前にして、自己肯定感は一人一人の心の話であると思いますので、各機関の取り組みとしてどのようにしていくかということは、本当に難しいことであると思います。

あなたは大切だよということと、あなたたちは大切だよというのは、全く違うと思います。やはり、あなたは大切だよと言われた方が自己肯定感はより醸成されると思います。大勢を前にして、あなたたちが大切だよというよりも、やはりあなたがかけがえのない存在なんだという声かけが重要です。自己肯定感というものは河邊委員もおっしゃられたように、この青少年問題に対する共通のテーマ、ある種の解決策であるのは間違いないのかなと思います。

これから豊橋市としても、皆様方の様々な意見あるいは情報を参考にさせていただきたいと思っております。今後ますますの連携で、それぞれあるいは包括的な連携強化を図り青少年の健全育成に取り組んでいただきますよう引き続きのご協力、ご尽力を賜ればと思います。

改めまして本日お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

以上をもちまして、青少年問題協議会を終了いたします。